

第2章 整備計画および整備にあたって配慮する事項を示す図

(注釈)

本図に示す「整備にあたって配慮する事項」の記載内容は次のとおり。なお、実施段階においては、その記載内容について再度調査する必要がある。特にガラモ場・海中林については、季節変動が激しいので注意すること。

記載内容

項目	記載内容
特定植物群落	確認された特定植物群落のうち、海岸林や砂浜植物など海岸に係わるものを示している。 (第3回自然環境保全基礎調査 昭和59～61年度調査)
藻場	確認された藻場(面積1ha以上)を示している。 (第4回自然環境保全基礎調査 平成2年度調査)
自然公園区域	該当地域のうち、海岸に隣接する地域を示している。 (平成14年3月現在)
自然環境保全地域	該当地域のうち、海岸に隣接する地域を示している。 (平成14年3月現在)
鳥獣保護区 (特別保護区)	該当保護区のうち、海岸に隣接する保護区を示している。 (平成14年3月現在)
景観計画区域	該当地域のうち、海岸に隣接する地域を示している。 (平成21年3月現在)
自然景観資源	抽出された自然景観資源のうち、海岸に係わるものを示している。 (第3回自然環境保全基礎調査 昭和61～62年度調査) 海岸線を有する各市町村の意見に基づいた区域を示している。 (平成21年3月現在)
漁港・港湾	当沿岸における漁港・港湾を示している。 (平成14年3月現在)
海水浴場	主要な海水浴場を示している。 (平成14年3月現在)
所管	所管は、旗揚げ線にて示している。国土交通省河川局および農林水産省農村振興局の所管する海岸については、海岸保全区域の両端を示している。国土交通省港湾局および農林水産省水産庁の所管する海岸については、港湾区域および漁港区域の両端を示している。 なお、港湾区域内に、国土交通省港湾局以外の所管の海岸が旗揚げされている場合がある。この場合、2つの所管が重複するのではなく、国土交通省港湾局以外の所管海岸である。 (平成21年3月現在)